

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第108号

掲載内容

巻頭エッセイ 里親家庭の実子とヤングケアラーという視点

林浩康さん * p.1

里親制度の10年を振り返る * p.2～

里親支援機関を訪ねて

NPO法人 静岡市里親家庭支援センター * p.6

ホットトピックス * p.9～

里親が求める「本当の支援」とは？① * p.12～

里親制度の運用 ここがフシギ② * p.15

おすすめの本「すーっと すっと だいすきだよ」 * p.16

「子どもはみんな問題児」

巻頭
エッセイ

里親家庭の実子と ヤングケアラーという視点

日本女子大学教授 林 浩康

全国里親委託等推進委員会による調査結果(2015)によると、里親家庭の約4割に実子が存在します。親が里親となることにより、実子は大きな影響を受けます。家族、児童相談所、里親支援機関などによる実子への十分な説明や、実子の思い・言い分への傾聴はあらゆる過程において重要です。

山本真知子氏(現大妻女子大学)は里親家庭の実子の意識をテーマに博士論文(日本女子大学)を完成されました。そのなかで実子が「了解を得ないで開始する委託」について論じています。また実子は里親家庭で過ごすなかで委託された子どもと生活する喜びなど肯定的な感情をもつ一方で、委託された子どもの行動への驚きなどを感じた際、自身の気持ちを親に率直に伝えることが困難な場合があるとしています。さらに共に生活するなかで親のサポートや委託児を気遣う実子の役割、委託児を思いやることでの我慢、親の思いへの妥協、親への不満を感じながらも社会において里親を賞賛する言葉への複雑な気持ちなどについて指摘しています(山本2014)。

このような視点で実子の心情の理解に努める里親や支援者の姿勢は重要です。海外では介護や家事役割を担う子どもたちを「ヤングケアラー」と表現されます。実子もそうした面を抱えており、他者に状況を説明することが困難であったり、思いを共有することが困難ななかで、マイノリティ意識やそれに伴う自己否定感

を感じることもあります。

ヤングケアラーは通常大人が負うと想定されるようなケア役割を引き受けます。彼・彼女らが担うケアの内容として、家事(買い物、料理、掃除、洗濯など)、一般的ケア(服薬管理、着替えや移動の介助など)、情緒面のサポート(家族員の感情への気遣いなど)、身辺ケア(入浴やトイレの介助など)、請求書の支払いや病院への付き添い、家計を支えるためのアルバイト、家族のための通訳(家族が聴覚障害の場合を含む)などがあげられます。とくに家族に何らかの障害や介助・介護を要する者がいる場合、こうしたケア役割が子どもに期待されます。

子どもたちはケア役割を通して自己有用感を感じたり、家族関係の強さを実感したりすることもあります。が、過剰なケア役割や気遣いを強いられ、十分に依存体験が保障されないことも考えられます。「ヤングケアラーの支援ページ(<http://youngcarer.sakura.ne.jp/>)」では、子どもがケアを担い始めた時の年齢が低く、ケアが長期(2年以上)にわたり、そのケア責任が子どもの年齢や成長の度合いに不釣り合いなものである時、子どもは自分の心身の発達や人間関係、勉強、進路などにも影響を受けることがあるとしています。こうした観点から、実子の支援のあり方について検討することも重要だと思えます。

里親制度の10年を振り返る

近年の里親制度の進展について、福祉行政報告例を参考に分析します。(木ノ内博道)

1 里親数、委託数など

—養子縁組を希望する里親が登録里親全体の3割だが、委託率は7%

まず最新のデータである平成26年度末の里親認定登録総数は9949で、委託里親数は3644。登録数に占める委託里親の割合は36.6%です。

認定登録数のうち「養育里親」が7892(79.3%)で最も多く、次いで「養子縁組を希望する里親」が3072(30.9%)。里親の3割が「養子を希望する里親」ですが、現実には「養育里親」のなかにも「養子縁組を希望する里親」が3割程度いるといわれています。

委託里親の割合をそれぞれでみると、「養育里親」は36.8%、「養子縁組を希望する里親」は7.2%です。「養子縁組を希望する里親」は養子となる子どもを養育していて、養子縁組が決まればカウントされなくなるので、委託の割合が低いのもうなずけます。し

かし、「養育里親」の登録のなかにも「養子縁組を希望する里親」が含まれているとすると、「養育里親」の実際の委託割合はもう少し高くなると思われます。

その他では「専門里親」の登録数が676で里親に占める割合は6.8%、「親族里親」は485で里親に占める割合は4.9%です。委託されている里親数とその割合は、「専門里親」では174で25.7%、「親族里親」では471で97.1%。「親族里親」は委託する子どもがいて登録されるので、委託率が高いのも分かりますが、「専門里親」は養育経験を積み、2年ごとに研修も受けてなることのできる里親ですからもっと活用されるべきでしょう。

※里親の種類については重複登録されることがあり実数は総数を上回ります。

2 登録里親、委託里親の10年の推移

—登録里親の伸びよりも委託里親の伸びが大きい
平成17年度から26年度までの10年間で、登録里親や委託里親はどう増えてきたのでしょうか(図1)。

里親全体で10年間の増加をみると、登録里親は7737から9949(128.6%)の増加です。しかし安定して伸びてきたわけではなく、平成23年度あた

りからの伸びが顕著です。ただし、里親の種類別にみる際、平成21年度に「養子縁組を希望する里親」が「養育里親」から切り分けられたため、単純な比較ができません。

里親全体で、委託里親の10年間をみると2370から3644(153.8%)の増加。登録里親の伸びに比べて委託里親の伸びの高いことが分かります。

3 新規登録と取消(辞退)

—新規登録と同時に取消(辞退)を減らすことも大事。取消(辞退)内容の把握を

—里親の増加は停滞気味

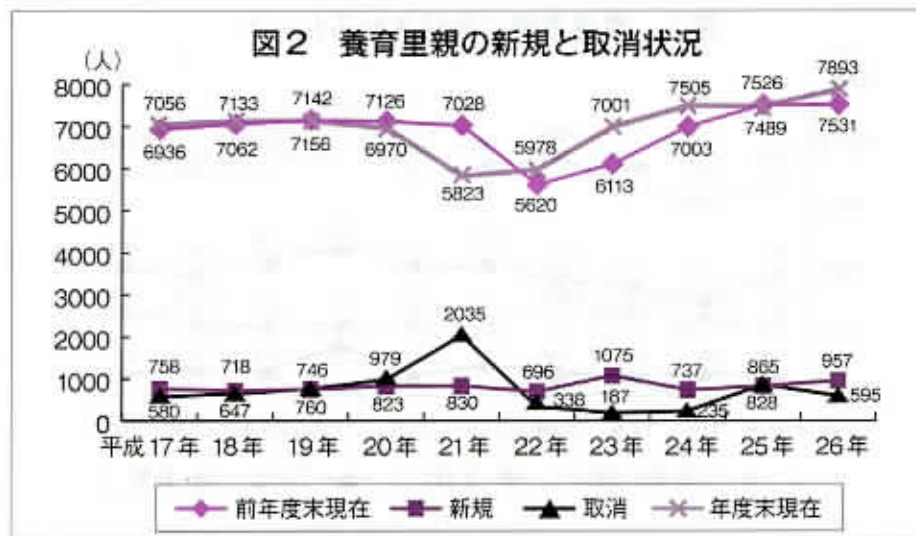
里親は希望者が新たに登録する一方、さまざまな理由でやめていく人もいます。法人と異なり、常に登録がなされ、その数がやめていく数を上回っていない限り里親は減っていくこととなります。登録里親のうち、どのくらいの数が増え、また減っているのでしょうか。年度ごとにみていきましょう(図2)。

まず、最新のデータである平成26年度末の新規登録は957、取消は595。1年で362増えたこととなります。こうして、年度末現在の登録里親数が前年度末の登録里親数を超えているのが望ましい姿でしょうが、平成19年度、20年度、21年度、25年度は逆に減っています。とくに平成21年度の取消は2035に上り、改革の進むなかで辞退者が多く出たものと思われます。その多くは、登録はしているが委託がない、高齢になったので、といった里親が改革(登

録のし直し) を契機にやめていったのでしょうか。

近年の推移としては、平成23年度の新規登録が1075(14.5%)と大台に乗っています。東日本大震災で孤児や遺児への関心が高まり、里親の新規登録が増えました。しかしその後は、平成24年度の伸びが7.1%と半減し、平成25年度はマイナスに。そして平成26年度は4.8%とどうやら停滞の時代を迎えているように感じられます。

里親を増やすために開拓目標を定める必要がありますが、一方でこうした取消(辞退)も想定した数値設定が必要です。また、この資料では、取消(辞退)の理由が分かりません。前述したように、里親が高齢になったため辞退したなどやむを得ない辞退であればいいのですが、いくら待っても子どもが委託されないで辞退した、十分な支援がなかったのではめざるを得なかった、などの辞退も考えられます。



4 養育里親に委託されている子どもの年齢

— 学童の委託がもっとも多い

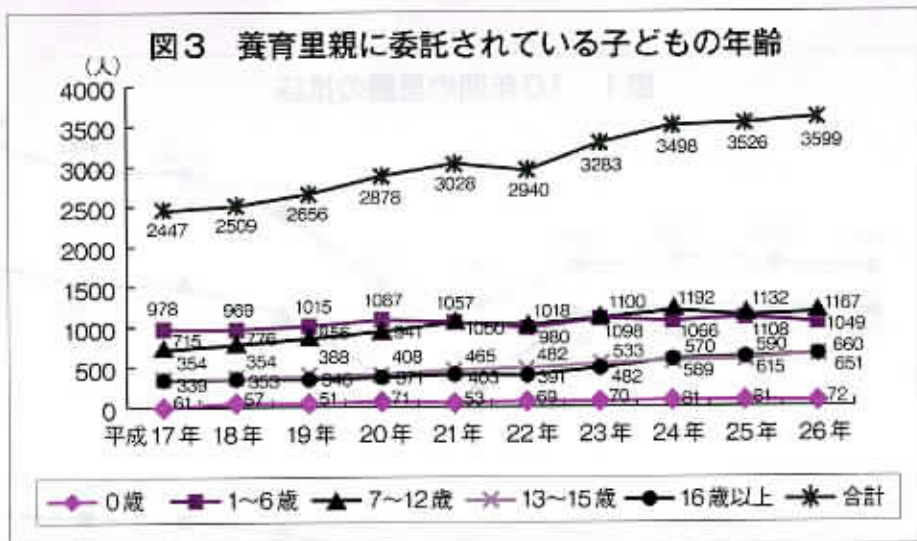
— 委託される子どもの年齢が高くなっている

委託された子どもの年齢について、ここでは養育里親に限って試みることにします（図3）。

平成26年度の年齢構成は「0歳」が72人（2.0%）、「1～6歳」が1049人（29.1%）、「7～12歳」が1167人（32.4%）、「13～15歳」が660人（18.3%）、「16歳以上」が651人（18.1%）と、学童期の子ども、

乳幼児が6割以上を占めます。

しかし、10年の推移をみると、「13～15歳」「16歳以上」の合計が、平成17年度には28.3%で、平成26年度には36.4%と8.1ポイント増えています。年ごとにみてもじわじわと増えていることがわかります。どうして年齢の高い子どもの委託が増えているか、その理由はわかりません。



5 養育里親に委託されるルート

— 「家庭から」が半数を超えている

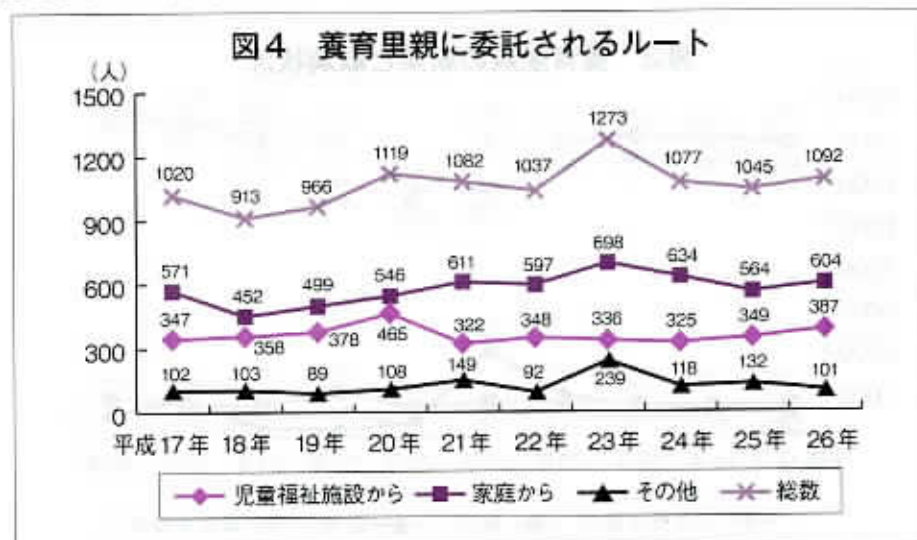
— 10年間、委託ルートに大きな変化はなし

委託された子どもはどこから来たのか、養育里親について試みます（図4）。

ルートについては、「児童福祉施設から」「家庭から」「その他」の3つです。平成26年度については「児童福祉施設から」が387人（35.4%）、「家庭か

ら」が604人（55.3%）、「その他」が101人（9.2%）です。10年間の推移をみても顕著な変化は見られませんでした。

10年間委託ルートの割合に変化がないということは、近年施設に長期入所している子どもを里親家庭にという動きがあるにもかかわらず、その効果が表れていないともいえます。



6 養育里親からの措置変更

—措置変更の割合は1割弱。「その他」を除くと7%程度が施設、里親に措置変更

養育里親から措置先が変更になった子どもたちは何人いるのか。その子どもたちはどこに措置変更になったのかをみてみます（図5）。残念ながらどのような理由によって措置変更となったのか、については明らかにされていません。養育が難しく結果的に子どもを手放してしまういわゆる“不調”もこのなかに含まれます。

最新のデータである平成26年度に養育里親に委託された子どもの総数は3599人。そのうち348人（9.67%）が措置変更となっています。内訳は「児童福祉施設へ」が149人（4.1%）、「他の里親家庭へ」が105人（2.9%）、「その他」が115人（3.2%）となっています。「その他」は里親がファミリーホー

ムを始めたりすると形の上で措置変更となります。

10年間の推移をみると、子どもの人数が約1.5倍に増えていますが措置変更になった子どもの数も増えていますが、「児童福祉施設へ」「他の里親家庭へ」措置変更になった子どもは平成17年度が6.7%、平成26年度が7.1%です。一方、「その他」は平成21年度から急増します。ファミリーホームが制度化された年なので、里親からファミリーホームへの措置変更とみられます。

「他の里親家庭へ」措置変更となる割合は3%以下で、10年間で大きな変化はみられません。以前アメリカの里親家庭でみられた里親家庭を子どもが措置変更になっていく、いわゆる渡り歩く現象はみられません。

図5 養育里親からの措置変更



7 おわりに

登録里親、委託里親の推移、養育里親の新規登録と取消、委託される子どもの年齢、養育里親に委託されるルート、養育里親からの措置変更について、10年間の変化をみてきました。

平成21年度の里親制度の改正で比較が難しくなっていますが、この10年間で里親登録は1.3倍に、委託里親は1.5倍に増えました。今後の15年計画で里親委託率を倍増させていこうとしています。その達成のためには里親開拓を加速させる必要があるでしょう。

里親は取り消しになる人がいますから、それを上回る登録者を増やすことが必要です。また、どのような理由によって登録取消（辞退）になるのかも調査する

必要があるでしょう。そして支援が十分でないために辞退してしまうことのないようにしたいものです。

委託される子どもの年齢については、中学生以上の年代の委託が増える傾向にあります。年代が上がると里親家庭での適応が難しくなります。従来とは異なった支援ニーズも出てくるでしょう。

里親への委託ルートについてはとくに大きな変化はみられません。施設に長期入所している子どもを里親家庭に、ということで始められた里親支援専門相談員の活動効果が十分反映されていないともいえます。

養育里親からの措置変更についてもとくに大きな変化はみられませんでした。数字だけでなく、これからは内容の分析がほしいものです。

里親会がつくった里親支援機関

静岡市の里親委託率は43.8%、新潟県に次いで全国2位の高さです（2015年4月現在）。昨年3月に出された「静岡市子ども・子育て支援プラン」では、2019（平成31）年度末の目標として「里親委託率50%（全国1位の達成）」が掲げられています。

それを支えているのが、2010（平成22）年10月に設立された「NPO 法人 静岡市里親家庭支援センター（以下、支援センター）」です。

支援センター設立の経緯と活動内容について、副理事長で静岡市里親会会長でもある眞保和彦さん、事務局長の望月秀樹さん、推進員の根生直子さんに伺いました。

（村田和木 / ライター）



▲写真左から、望月秀樹さん、根生直子さん、トマジ里絵さん、眞保和彦さん

❖政令指定都市への移行がきっかけ

静岡市は2005（平成17）年4月1日に政令指定都市に移行しました。それに伴い児童相談所が新設され、里親担当として、正職員2人と非常勤の「里親支援専門員」が1人配置されました。

「保護が必要な子どもたちをどこに措置するかは、過去の積み重ねによります。市は最初、手探り状態でしたが、里親に対する先入観やネガティブな印象はありませんでした。それも、静岡市で里親委託が進んだ要因だと思います」（眞保さん）

里親会も「静岡市里親会」として独立しました。初代会長は眞子義秋さん。支援センターの現理事長です。眞子さんは元静岡県職員で、東部児童相談所長や「ここと体の相談センター」所長の経験がありました。

「眞子さんは、児童相談所が虐待対応に追われ、里親支援を行うには限界があること、里親の養育上の悩みや困難については、里親同士の助け合いが有効であることを熟知していました。何より、「子どもは温かい家庭で育つべきだ」との強い信念を持っていました」（眞保さん）

翌06年4月、静岡市里親会は、全国里親会が2002年から行っていた里親促進事業（国庫補助事業）に取り組みしました。「里親促進事業推進員」を設け、11人のベテラン里親をお願いしたのです。推進員たちは、里親会の「なでしこ通信」を持って市内の里親家庭を訪問し、里親会活動になかなか顔を出さない里親たちとつながるとともに、里親と児童相談所をつなげる働きもしました。

同じ年の5月、市内の里親宅を会場にして「里親サロン」を始めます。当初は児童相談所の職員も参加していましたが、「里親だけで自由に話せるサロンを」と

の要望を児童相談所にしていねいに伝えることで、自主運営方式になりました。2年後には、乳幼児を育てている里親を対象とした「ちびっこサロン」を始めました。

【注】「政令指定都市」とは、地方自治法に定められた人口50万人以上の市をいい、2015年現在、全国に20あります。都道府県と政令指定都市には、1ヵ所以上の児童相談所の設置が義務づけられています。2006（平成18）年からは、人口20万人以上の「中核市」にも児童相談所を設置できるようになりました。

静岡市の里親登録数と里親委託率の推移

年	登録里親数(世帯)	措置された児童の数(人)			計	里親委託率(%)
		里親	乳児院	児童養護施設		
2005	70	18	9	94	121	14.9
2006	71	24	11	95	130	18.5
2007	75	26	13	99	138	18.8
2008	80	38	8	91	137	27.7
2009	65	31	5	99	135	23.0
2010	65	31	9	103	143	21.6
2011	70	33	8	91	132	25.0
2012	76	36	5	90	131	27.5
2013	78	53	5	79	137	38.7
2014	83	57	8	69	134	42.5
2015	82	60	8	69	137	43.8

【注1】数字は各年の4月1日付け。なお、2016年4月現在、静岡市の人口は70万2,689人(28万6,396世帯)です。

【注2】静岡市には、児童養護施設と乳児院がひとつずつあります。児童養護施設の静岡ホーム(定員75人)は、本体施設のほかに地域小規模児童養護施設(定員6人)を持っています。静岡乳児院の定員は20人です。

【注3】静岡市ではファミリーホームが開設されていないため、「里親等委託率」ではなく「里親委託率」になります。

❖里親会がNPO法人を設立

2008（平成20）年4月、厚生労働省は「里親支援機関の実施について」（雇児発第0401011号）という通知を出しました。里親支援機関事業の実施主体は都道府県（政令指定都市及び児童相談所設置市を含む）ですが、その事業を「里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者」と認められた者に委託して実施できることと書かれていました。

初代会長の眞子さんは、その通知が出るよりも前に、施設養護から家庭養護への大転換を図る「里親・里子支援センター設置構想」を思い描いていました。そして、あるとき役員会でこう発言します。

「施設が里親支援機関を設けても、十分な里親支援は期待できません。里親会が中心となって支援機関事業をやしましょう。里親が里親を支援するのです」

当時、副会長だった眞保さんはその言葉を聞いて驚きました。

「そもそも、私を含めてほとんどの人が「里親支援とは何か？」をわかっていませんでした。そこで勉強がてら、関心の高い人たちが集まってNPO法人を立ち上げることにしたのです」

2009（平成21）年12月、NPO法人の設立準備が始まりました。10ヵ月後に法人登記を行い、眞子さんが初代理事長に就任しました。事務所は「市民活動センター」の中に置き、数人の里親がスタッフとして協力しました。

❖2年で、里親支援業務を全面受託

設立から半年後の2011（平成23）年4月、静岡市から里親支援機関事業の一部である「里親研修事業」と「里親相談活動」を受託することになりました。

里親研修事業は、「乳幼児の養育」「真実告知」「思春期の児童心理」「非行問題」など、テーマ別に実施しました。里親相談活動は、里親会が2006年から行っていたベテラン里親による定期的な家庭訪問と相談受付を引き継ぎましたが、名称は「里親相談員」に変わりました。

一部委託が2年続いた後の2013（平成25）年4月、支援センターは措置権以外の里親支援業務全般を受託することになりました。具体的には、

- 1 里親制度普及促進事業（普及促進事業、里親研修事業）
- 2 里親委託推進・支援事業（里親委託支援事業、訪問支援事業、相互交流事業）

これを機に、「里親支援員」から「推進員」と名前を変えていた、児童相談所の里親担当の非常勤職員2人が支援センターに移りました。事務所も市民活動セン

ターから児童相談所内の一室に引っ越し、里親会の事務局も同じ部屋に置かれました。

現在、支援センターは「里親支援事業」、里親会は「親睦事業」を実施し、必要に応じて共同で行っています。ふたつは別組織ですが、児童相談所と連携して、一体的に動く体制になっているのです。

❖三本柱の里親支援事業

支援センターの常勤は、事務局長とケース担当のスタッフ2人（名称は「推進員」と「支援員」）、非常勤の事務局員2人の計5人です。そのほか、支援センターが委嘱している「里親相談員」（任期は1年）が10人いて、家庭訪問や電話による声かけ、里親サロンの運営などを担っています。

支援センターでは事業を3種類に分け、「三本柱」に見立てています。里親制度の理解を進める「啓発」、里親の養育力向上のための「研修」、子どもが安定した生活を送るための「相談・支援」です。

1. 啓発

「出前講座」や「一日里親体験」、一般市民向けの「里親月間記念講演会」などのほか、「里親認定に関すること」があります。里親になりたい人は、支援センターで最低3回の面接を受けた後、児童相談所に申請します。面接を行うのは、推進員の根生さんと支援員のトマジさんです。

「面接は、社会的養護と里親制度を十分に理解していただくのが目的です。里親制度は子どものためにあること、里親を必要とする子どもを預かっていただき、児童相談所や里親会を含めたチームとして育てていくことなどをお話します。初めは養子縁組あっせん所と混同されている方も、里親を必要としている子どもの話を聞き、イメージを大きく変えて、申請、認定前研修、施設実習へと進んでいきます。

相談から認定までは半年程度かかります。じっくりお付き合いすることで、その人の持っている強みと弱さを理解することができ、より良いマッチングにつながっていると思います」（根生さん）

支援センターでは、この初期面接から申請後の家庭訪問調査、児童処遇審査部会への諮問まで、一貫して関わっています。児童相談所が子どもと里親のマッチングを行うときは、里親のなかから何人かの候補者を挙げたうえで、会議に同席します。また、児童相談所が里親委託の方向性を検討する処遇会議に参加し、家庭訪問や面接に同行するなど、ケースワークにも協力しています。

根生さんは「支援センターは、第三者として里親を見ることができる」と言います。

「里親の気持ちに寄り添いつつ、児童相談所のほか、

学校、病院などの地域資源との橋渡しをする“通訳兼コーディネーター”でありたいと努めています」

2. 研修

「養育里親研修」「専門里親研修」「里親養育技術スキルアップ研修」の3種類を実施しています。

「スキルアップ研修の内容は支援センターが決めますが、里親の生の声を聞きながら企画しています。今年度は、研修回数が年間10回から17回に増えました」（眞保さん）

3. 相談・支援

「里親サロン」「ちびっこサロン」「里親相談員訪問支援事業」「ショートルフラン（週末または季節里親）事業実施のための調整」「自立相談支援事業（措置解除後の子どもに対する各種相談援助、支援の実施）」「児童養護施設及び乳児院と里親の懇談会」「里親委託推進委員会の開催、運営等」を行っています。自立する里子1人に対し10万円を助成する「自立支援事業」も始めました。

2種類のサロンの運営は、里親相談員が交代で行っています。「里親サロン」は、3人のベテラン里親が自宅を開放し、年9回開いています。乳幼児を育てている里親が子連れで集う「ちびっこサロン」は、市内の公園や児童相談所のプレイルームを会場にして、年10回の開催です。

「サロンでは5～6人ずつのグループに分かれて、おしゃべりをします。笑って泣いて、気持ちが楽になり、また頑張ろうと元気になるようです。里親相談員は、困っている人がいたら、その人の近所に住む里親と同じグループにしたり、ときには別室で個別に話を聞いたり、きめ細かく対応していますね」（眞保さん）

サロンには、子どもを委託されていない未委託の里親や里親希望者も参加できます。

「里親希望者が参加するときは、里親相談員に受け入れをお願いし、あとから様子を聞かせてもらいます。サロン参加は、里親という新しい世界に入っていけるか、希望者が判断するひとつのきっかけにもなっているようです」（根生さん）

❖家庭訪問と里親相談員の活動

支援センターの家庭訪問の対象は、子どもを委託されている養育里親で約50世帯です。子どもを委託された直後は児童福祉司と支援センターが月2回訪問し、様子が落ち着いてきたら、里親相談員が2ヵ月に一度訪問するようになります。2年たったら、おおむね6ヵ月に一度の訪問になります。

前号で、静岡市の里親の「支援センターは家庭訪問が一切ない」という声を紹介しました（11ページ）。実は、その人はショートルフラン（季節里親）としてだけ活動しており、家庭訪問の対象にはなっていません

でした。今後は、ショートルフランの里親にも年1度は家庭訪問をしたいと考えているそうです。

現在10人いる里親相談員は、養育里親として子どもを育てながら活動しています。3年前から年4回の傾聴研修を受講し、その結果、家庭訪問は2人一組で行うようになりました。1人は「聴き手」、もう1人は「観察者」です。里親相談員の会議は、年10回行われています。「事例検討会をやりたい」という声が出たので、新しい事例検討法である「ピカジップ（PCAGIP）法」の研修を受けてもらいました。里親が里親を支援する体制は、ますます充実していきそうです。

❖未来に向けての課題

事務局長の望月さんによると、いわゆる“里親不調”は非常に少なく、年に1件あるかどうかだそうです。その理由は、ていねいなケースワークとより良いマッチング、そして委託後のきめ細やかな支援にあるのでしょうか。

望月さんは「里親委託率が注目されますが、静岡市では養育里親のほか、一時保護やショートルフランなどで子どもを引き受けている里親の割合（里親稼働率）が高く、現在75%を超えています」と話します。

「子どもを育てている養育里親宅に向かい、家事援助などを行う『里親養育援助事業』への協力も気軽に頼めますし、快く受けてくれます。静岡乳児院でのボランティアも、今回、未委託の里親が5人、手を挙げてくれました。登録後、子どもに関わっていない里親は、ほんの一握りだと思います」

好調な反面、「今後もこの良い状態を維持・継続できるのか？」という不安があるそうです。

「ベテラン里親をはじめ、里親の高齢化が進んできています。また、障害等のある子どもや虐待を受けた子どもの委託が増えてきているため、里親も大変ですが、支援センターもより濃厚なケアを求められています。里親養育の質の向上に心がけるとともに、センター職員の質も高めていくなど、変化する状況に合わせて、常に改善を図っていく必要があると思っています」（望月さん）

里親支援機関やその事業のあり方はまだ確立されていず、多くの自治体で試行錯誤が続いているようです。少し先に行く静岡市里親家庭支援センターの試みと経験から、学べることは多いのではないのでしょうか。

問い合わせ先

- NPO法人 静岡市里親家庭支援センター
- 電話：054-275-2252
- FAX：054-255-2052
- Eメール：satooya@skyblue.ocn.ne.jp
- 住所：〒420-0947 静岡市葵区堤町914-417
（静岡市児童相談所内）

理事会を開催

3月12日（土）、全国里親会の平成27年度第2回理事会を都内の貸会議室で開催しました。

①あいさつ（星野会長）

平成27年度は、家庭養護を推進するための15年計画がスタートしました。また、児童福祉法を抜本的に改正するため「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置され、現在、法改正に向けた検討が進められています。里親家庭への支援活動も年ごとに充実してきています。こうして、家庭養護推進への関心はかつてなく高まっています。

全国里親会としては、これらの動きを踏まえて、まず会員からの要望をとりまとめて厚生労働省に提出し、そのいくつかは平成28年度予算に反映することができました。（措置解除後の自立支援、里親家庭の両立支援、病児の通院交通費支給など）。また的確な情報の提供として「里親だより」を発行、メーリングリストによる情報交換なども活発に行っています。

調査研究や研修としては、里親家庭の現状を把握し施策に活かすべく、全国里親委託等推進委員会を設置して調査・研究を行っています。また、里親支援や里親会の人材を育成すべく研修を充実。女性リーダーを養成すべくセミナーの開催なども行ってきたところで、会員以外への活動としては、東日本大震災で孤児となった子どもたちへの救援活動を行っています。

こうした活動の充実から一定の成果を出すことができましたが、反面、事務体制が追い付かず、届け出事務などが停滞し、大きな課題を残すこととなりました。地域の里親会の皆様にも多大なご迷惑をおかけしました。

平成28年度は、まず事務局機能の強化に全力をもって取り組みます。また、各種規程なども見直し、コンプライアンスを高めていきます。

あわせて、財務体質の見直しも急務となっています。長期にわたり助成金に頼って事業を運営して来ましたが、自らの足腰を強くして事業を行う必要に迫られています。財務体質の強化については、最も基本である会費の増収を検討していきたいと考えています。地域の里親会の会員を増加することによって、15年計画への取り組み、里親会活動の活発化、そして財務体質そのものの強化を目指していきたいと考えています。

会員以外への活動として力を注いできた震災子ども救援基金については、孤児の支援だけでなく年金で暮らす高齢の親族里親家庭の生活支援を行っていく予定です。

日本政府は、この5月に、国連の「子どもの権利に関する条約」批准後第4回目の報告を提出する予定で

す。条約が求めている代替的養護の家庭養護推進が国内でも関心を高めていくと思われます。全国里親会としては、事業基盤を強化しながらも、社会的養護の子どもたちの人権擁護のために、また、里親制度の発展のために尽力していく所存です。

②人事、事業計画など

欠員となっていた副会長に辻見氏（近畿ブロック代表理事）が就任しました。

28年度の事業計画と収支予算計画は原案通り承認されました（事業計画と予算計画については全国里親会ホームページをご参照ください）。

④規程類の整備

各種規程類の整備を行いました。内部規定としては、定款に記載された規程として「財産管理規程」、「理事及び監事並びに評議員の報酬等の費用に関する規程」、「評議員会運営規則」、「評議員選定委員会の運営に関する規定」、「理事の職務権限規程」、「理事会運営規則」、「運営委員会規則」、「情報公開規程」、「個人情報管理規程」、「個人情報保護誓約書」、「公益財団法人会員に関する規程」。また、定款外の規程としては「倫理規程」、「寄付金等取扱規程」、「監事監査規程」を改訂・制定しました。

⑤震災等子ども救援基金

東日本大震災以降、全国里親会では震災によって孤児となった子どもや被害を受けた里親家庭を支援するため「東日本大震災子ども救援基金」を設置し、孤児や被災里親家庭への支援活動を行ってきました。

奨学資金の支給など多くの団体が支援してきましたが、震災から5年が経過し、親族里親には里親手当が支給されないことから、年金受給のみで暮らす親族里親の生活が大変であるという調査結果から、年金受給者である親族里親に対して、1世帯、年間50万円の支援を行うこととしました。

2月に岩手県、宮城県、福島県、仙台市の児童相談所をお願いして調査したところ、35世帯が該当し、1,750万円を支援金として支出することになりました。今後3年間支援する予定です。

臨時評議員会を開催

3月31日（木）、全国里親会の臨時評議員会を都内貸会議室で開催しました。

監事の定員は3人ですが、現在2人欠員のため、加藤勝彦氏が評議員を退任して監事に就任し、監査体制の強化を図ることとしました。

全国里親委託等推進委員会が報告書を発行

全国里親会に設置されている全国里親委託等推進委員会は、3月末に「平成27年度 調査報告書」を発行しました。

27年度は①里親家庭の全国実態調査、②委託された子どもの情緒と行動の問題に関する調査、③里親リクルート調査の3本の調査を行っており、いずれも興味深い内容です。限られた部数ですので、地域の里親会には数部程度しかお送りできません。次ページに結果の概要をお知らせします。

なお、アンケート調査にご協力いただいた皆様に、この場をお借りしてお礼申し上げます。



「里親支援ノート」(2015年版)を 発行しました

平成26年度・27年度と、里親会リーダー、里親支援専門相談員、児童相談所職員が参加して具体的な支援ケースの検討を行ってきました。その結果をまとめた『里親支援ノート(2015年版)』を発行しました。

どのようなケースでどのように支援したかをとりまとめたもので、具体的で分かりやすい内容になっています。発行部数に限りがあり、地域の里親会には数部程度しかお送りできません。



里親関係の法律改正、動向

- ①3月29日に成立した雇用保険関連法に育児・介護休業法の改正が盛り込まれました。これまで法律上の親子にしか認められなかった育児休業が来年1月からは養子縁組を希望する里親にも認められることになりました。
- ②3月10日(木)、厚生労働省において「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の最終回が開催されました。報告書がまとまり、これを元に今国会で児童福祉法改正が行われる予定です。なお、法案が3月29日、国会に上程されています。

「子ども家庭養護推進官民協議会」が 発足しました

里親や特別養子縁組を促進していこうと、自治体の長と民間団体が協議会を発足させました。設立総会が4月4日(月)、日本財団で開かれました。

加盟した自治体は、宮城県、福島県、長野県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、千葉市、静岡市、浜松市、福岡市、柏市、横須賀市、奈良市、大津市、日南市の20自治体。民間としては、キーマット、里親支援センターなでしこ、静岡市里親家庭支援センター、全国里親会、全国養子縁組団体協議会、日本財団、日本ファミリーホーム協議会、日本ユニセフ協会、ヒューマンライツウォッチ、CAPNA、CWV、GI、Living in Peaceの13団体。三重県の鈴木英敬知事が会長に選任されました。また民間団体を代表して全国里親会の木ノ内博道氏が副会長に就任しました。

今後ホームページを開設する予定です。

家庭養護推進の15年計画

国は、児童養護施設等の小規模化と里親等への委託推進を図るべく、都道府県推進計画の策定を求めています。このほど全69自治体の計画がまとまりました(平成28年3月末現在・厚生労働省調べ)。

それによると、平成41年度末には、「本体施設入所児童の割合」が44.5%、「グループホーム入所児童の割合」が24.8%、「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」が30.8%となっています。

5年ごとの目標も定められていて、里親・ファミリーホームへの委託率は平成27年度4月1日現在15.8%を平成31年度には20.2%に、平成36年度には24.7%となっています。

それぞれ都道府県(市)ごとにとりまとめられていますので、地域の目標をお知りになりたい方は主管課にお問い合わせください。

教科書副読本に石井ご夫妻が紹介されました

「里親だより」106号に掲載した「私の養育体験」(石井敦さん、佐智子さん/埼玉県)の記事が中学校の技術家庭科の副読本に転載されました。



.....『平成27年度 調査報告書』から.....

昨年度の調査報告から3つの調査の要点をお知らせします。

詳しくは報告書を参照ください。(木ノ内博道)

1. 里親家庭の実態調査

里父の年齢の平均は54.6歳、里母は52.7歳。登録から最初の子どもの受託までの期間は平均で21.8カ月。しかし短期間で委託される場合と1年以上といった長期の場合と二極化している。最初の子どもの交流期間は「1年以上」が16.6%、「1か月以下」が11.0%とこれも二極化傾向。

子どもを受託して大変だった時期の里親の心身上の問題について「あった」が28.8%と3割弱。このうち、「体調不良」が46.0%（複数回答）、「睡眠障害」「不安症状」が2割を超えている。また、これらのことで「通院した」が37.5%、「服薬した」が31.6%となっている。

子どもの対応で舌打ちしたこととしては「多動傾向や不注意」が20.9%（複数回答）、「癲癇やパニックを起こしやすい」「こだわり行動や視線が合わない」「言葉の遅れ」「友だちを作れない」が1割台となっている。受託後大変だった時期に支えとなってくれた人が「いた」は75.1%。どんな人かでは「同居家族」が最も多く、次いで「児相職員」「里親仲間」「同居外家族・親族」「保育所・幼稚園・学校の職員」となっている。

2. 委託された子どもの情緒と行動の問題について

委託された子どものうち「特別支援学級（学校）に入級（入学）している」割合は11.5%。このうち、病気がないし身体障害や知的障害があるは88.0%。

全体では「病気がないし身体障害や知的障害がある」は28.0%。このうち「特別支援学級（学校）に入級（入学）している」が36.1%。

子どもの行動チェック（CBCL）で子どもの行動・情緒をみると「臨床域」にある子どもは28.4%、「境界域」は13.4%、「正常域」は57.9%。

内向尺度（ひきこもり・身体的訴え・不安抑うつ）でみると、「臨床域」の割合は12.9%、「境界域」は8.4%。外向尺度（非行性的傾向・攻撃的傾向）でみると、「臨床域」は22.7%、「境界域」は14.5%となっている。

これらは性別、年齢によって大きな差がみられる。また他の同様の調査（海外60カ国や国内調査）との比較研究が必要である。

3. 里親リクルート調査

ここでは本調査を踏まえた提言部分を紹介する。①里親専任職員の配置は必要不可欠である。②里親専任職員の長期在職——専門性の高い職員の長期在職が里親開拓・支援には必要。③民間事業者との連携と育成強化——里親委託等推進員・里親支援専門相談員が機能するよう育成・連携することが重要。④より狭い地域に限定した里親リクルート活動の必要性——広範囲な周知か地域を絞った里親リクルートかを明確にし、地域限定的な里親リクルートでは口コミ的な「最後のひと押し」が有効。⑤乳児委託促進に向け里親をチームの一員とする「開かれたチーム養育の推進」。⑥市区町村の理解と協力。⑦トップの意識が現場をけん引する——首長や児相の所長のリーダーシップが里親担当者の資質向上をもたらす。

「これまでに役立ったもの・こと・人など」について、アンケートで聞いてみました。

昨年秋、都道府県及び政令指定都市の里親会にお願いしたアンケートの結果をもとに、里親が求める里親支援について考えます。106号では里親支援専門相談員、107号では里親会・児童相談所・児童家庭支援センターなどについての回答をお伝えしました。今号では、最後の質問「これまでに役立ったもの・こと・人など」に寄せられたコメントを紹介し、1人で複数挙げていた場合は、事柄別に分けました。(村田和木/ライター)

アンケートについて

「里親支援に関するアンケート」は、2015年10月に実施しました。回答者は「現在、子どもを委託されている里親」に限定し、「ひとつの里親会につき1人以上3人まで」として、全国66(47都道府県と19市)の里親会に送りました。

回答を送ってくださった里親会の数は48(72.7%)。そのうち、4人以上の回答があった里親会が2カ所ありました(北海道が10人、山梨県が4人)。有効回答数は101人です。ご協力に感謝します。

なお、回答のなかった里親会は18カ所でした。

役に立ったのは「人」

回答をグループ分けし、多く挙げられた順から紹介します。1位は「里親仲間」でした。

●里親仲間・里親サロン・里親会(21人)

- ・同じ里親仲間と話す場が重要だと思う。(北海道)
- ・里親サロンを通して同じ悩みを持つ里親さんとのつながり、励まし合いながら子育てしている。(北海道)
- ・先輩里親によるアドバイス。多くの先輩がお話してくれる。(北海道)
- ・登録時期があまり離れていない里親の先輩。(栃木県)
- ・里親サロン。(群馬県)
- ・里親会で先輩里親さんに相談にのってもらったこと。家族以外にも子どもを見守り、協力してくれる方がいるという精神的な支えになってくださっている。(千葉県)
- ・里親同士の話し合い、里親サロン。(山梨県)
- ・里親仲間、里親会の研修、里親会のサロン、行事など。(山梨県)
- ・里親仲間。(長野県)
- ・悩んでいることを里親会の仲間とおしゃべりすることで少しはずっきりする。(長野県)
- ・里親サロンなど。(三重県)
- ・里親会。(京都府)
- ・里親仲間。(愛媛県)
- ・里親同士のお泊まり会。(佐賀県)
- ・里親サロンでの交流。先輩里親さんの話を聞くこと。(沖縄県)
- ・里親家庭とファミリーホームを対象にしたデイキャ

ンプ。同様の環境の方々が参加していることから、とてもなじみやすく、子どもも親も楽しく過ごせた。(千葉市)

- ・里親同士のつながり。(千葉市)
- ・サロン等で他の里親さんと知り合う機会を与えてもらうことで、レスパイトなどのときに助けてもらいやすくなった。(川崎市)
- ・同じ立場の里親さん。(川崎市)
- ・里親サロンは、人の話も聞けるし、自由にしゃべれて、おいしくて、日時が決まっているので楽しみにできる。(静岡市)
- ・同時期に同じような年齢の子どもの委託を受けた里親さんたちとの交流。(名古屋市)

●児童相談所の職員(9人)

- ・児童相談所の一部の児童福祉司と心理司のチーム。ベテランの職員より「勉強します」という新人のほうが良い。(栃木県)
- ・児童福祉司、児童心理司、支援会議。(長野県)
- ・実の家族と子どもが会ったりするときに児童相談所の方が間に入ってくれたり、忙しい中、良くしていただいている。(京都府)
- ・児童相談所の里親会事務局担当者、委託児童担当の児童福祉司、心理司。(京都府)
- ・児童相談所職員。(愛媛県)
- ・子どもが困った行動をしたとき、児童心理司や里親支援専門相談員が親身に相談にのってくれた。(宮崎県)
- ・いまは児童相談所の相談員をしているS先生。里子のごことで悩みがあったとき、心の切り替えができるまで話を聞いてくれ、ありがたかった。(宮崎県)
- ・子ども担当の児童心理司が訪問してくれて、今後の見通しなど丁寧に話をしてくれて、理解できた部分があった。(横浜市)
- ・以前、1人目の子どものごことで心理の先生に見ていただき、相談できたこと。(堺市)

●里親大会、研修など(8人)

- ・里親大会などに参加することで、里親の経験した話や里子の話、または意見を聞くこと。(北海道)
- ・「北海道における子どもの社会的養護を考える会」主催の講演会(年1回)。(北海道)

- ・発達障がいに関する書籍、講演会、学習会。(北海道)
- ・「NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト」「養子と里親を考える会」などの研修。(栃木県)
- ・研修会など。(群馬県)
- ・関東ブロック、全国里親大会、いろいろな研修会での話など。(静岡県)
- ・専門里親の研修。(川崎市)
- ・研修がとて子育ての役に立っている。(堺市)

●地域の人々や学校の先生 (7人)

- ・友人から助けられている。(北海道)
- ・地域の皆さん、子どもの学校の先生方。(北海道)
- ・地域の子育て仲間、サークル。(栃木県)
- ・ご近所さんや学校つながりの人々。日常の人間関係。(長野県)
- ・小学校と中学校の校長。卒業時に本名と里親名(通称)の両方で卒業証書を作成してくださった。(岡山県)
- ・近所のお母さんたち、とにかく励ましてくれる。幼稚園の先生方、なんでも親切に教えてくれ、子育てのノウハウを教えてくれた。(仙台市)
- ・自分たちの両親・家族・近隣住民や友人や職場の同僚などに支えられてきた。(千葉市)

●乳児院や児童養護施設の職員 (7人)

- ・秋田県では年に1回、里親会主催で児童養護施設の子どもたち及び職員との交流がある。未委託のときにそのキャンプに参加し、職員と知り合えたことで、子どもが来てからも相談できた。(秋田県)
- ・子どもがいた乳児院の先生と、そこにいるアドバイザーの先生。(山梨県)
- ・里親支援専門相談員の方や里親会の方など、顔なじみになれて里子の悩みなどを話せるようになり、不安な気持ちが取り除けた。(長崎県)
- ・児童養護施設にいて、現在は情短施設に移っているH先生。子どもについて悩み苦しんでいたときに、すぐ行動と実行を持って取り組んでくれた。あのときは大変に助かり、いまでも感謝、感謝。(宮崎県)
- ・ボランティアを紹介してもらった。奨学金制度の案内をもらった。(鹿児島県)
- ・子どもの出身施設とのつながり。里親のメンタルの安定につながり、養育上困難なことがあってもしっかりと子どもに向き合える。(仙台市)
- ・埼玉県の児童養護施設で開いている里親さん向けサロン。相談すると、人や施設などを紹介された。そのときどきの困りごとに合わせたところを紹介されたのは、ありがたかった。人とのつながりが一番役に立っていると感じている。(さいたま市)

●専門職 (5人)

- ・学校のスクールカウンセラー。(静岡県)
- ・浜松市の「子どものこころの診療所」。(静岡県)

- ・市町村の保健師。(愛媛県)
- ・里親会(一般社団法人)専属の臨床心理士さんに、子どものことで相談できた。(横浜市)
- ・小学校の担任の無理解に、主治医の児童精神科医と臨床心理士が積極的に動いてくださった。(浜松市)

●レスパイトケア (3人)

- ・レスパイトが利用でき、助かっている。(長野県)
- ・レスパイトケア。(佐賀県)
- ・レスパイトで里親仲間に子どもを預かってもらったこと。気持ちの共有ができて、ホッとした。(横浜市)

●里親支援機関 (3人)

- ・「オレンジの会」が主催するコモンセンス・ペアレンティングの勉強会で、子どもを世話してくれたこと。「オレンジの会」の方が家に来て、赤ちゃんのお世話を指導してくださったこと。(千葉県)
- ・個別訪問。(三重県)
- ・静岡市里親家庭支援センター。困っているときはすぐに相談体制になってくれるので、うれしい。里親相談員、センター職員、児童相談所の児童心理司、担当の児童福祉司などもよく気を配ってくださる。(静岡市)

●その他 (7人)

- ・保育園入園時の支援。(秋田県)
- ・一般の自助グループ、学会。(長野県)
- ・子どもの年齢により相談にのってほしいことが変わってくるが、いろいろな人に相談することにより、良い方向に向かっていくように思う。(京都府)
- ・今まで経験のないこと、「何これ?」と思ったことを人に聞いてもらって、自分だけが時代遅れでない、見逃す、見許すことを肯定してもらえること。「子どもを見守るだけでいいよ」と言われると、肩の荷が軽くなり、息が楽になった。(兵庫県)
- ・受診券が里親名(通称)で良くなった。(岡山県)
- ・子育て支援緊急対策事業(生活環境改善事業)での居室改修。(愛媛県)
- ・里子の偏食等の相談。(横須賀市)

●要望 (4人)

- ・児童相談所の方は里親と里子の中間の立場なので、里親を応援する、味方である機関が必要。里親をサポートするカウンセリング技術を持った人材がいれば、相談の電話をすと思う。(北海道)
- ・委託直後のフォローは今後さらに必要になってくると思う。また、措置解除後のアフターケア、進路、就職に対し、どのような支援がなされるのか? 里親も子どもも知る必要がある。(高知県)
- ・みな大変忙しいので、愚痴を聞いてもらうことは、とてもできない。愚痴を聞いてもらえれば、早めに解決でき、気持ちも落ち着いて元気が出る。(静岡市)

ピアサポートの可能性

3号にわたって、アンケートの結果を見てきました。寄せられた意見を総合すると、里親が支援者に求めるのは、次の6点ではないかと思えます。

- 1 里親をしていることを尊重してくれる。
- 2 親しみやすい。
- 3 傾聴の姿勢(話の途中で口をはさまず、最後まで聞いてくれる)。
- 4 継続性(数年で異動しない、担当者が変わらない)。
- 5 専門性。
- 6 ソーシャルワーク力(他の支援者や社会的資源とつなぐ力、必要なものは創る力)。

この6点を実現できる支援者は誰でしょうか? 専門家だけでしょうか? アンケートでは「いちばん助けになるのは里親仲間である」という結果になりました。福岡市の里親の意見を紹介します。

「守秘義務を課せられた里親が、里親以外の人と話すには限界がある。そして、里親の困難を理解し、援助できるのは、里親以外にはないように思える。外部の支援を有効に使いながら、ピアサポート体制を構築することが重要であり、福岡市里親会ではこの間、部分的にはあるが、支援として成り立ってきているように思う。」

「ピアサポート(peer support)」とは、一般に「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉で、「似たような課題に直面する人同士が互いに支え合う」という意味を含みます。

たとえば、里親支援専門相談員による個別訪問では、ほかにも自分と同じ悩みを抱えている里親がいるかどうかはわかりません。一方、里親サロンで悩みを打ち明ければ、すぐに反応があるでしょう。自分という「点」が、仲間と出会うことで「線」になり、「面」となって広がっていく。それも、仲間による支援の利点です。

しかしながら、里親会の入会率は地域によって差があり、ほぼ100%のところもあれば、30%に満たないところもあります(『月刊☆里親だより 第64号』2015年2月10日発行)。また、地域里親会の多くが「高齢化」「運営費不足」「組織の弱体化」「活動への参加が一部の人に限られる」などの課題を抱えているようです。

これらを解決するには、組織そのものの見直しが必要かもしれません。

里親会にも「里親支援」のための助成を!

現在、里親会の多くは「会費制の互助会」の枠にとどまっているように見えます。そうすると、集まる会費以上の活動はなかなかできません。けれども、「里親支援機関になる」という方法があります。

「里親支援機関事業実施要綱」が定まったのは、2008(平成20)年度です。児童福祉法の一部が改正され、里親支援は都道府県が行わなければならない業務になりました。その業務は里親会などに委託でき、また、業務の委託を行うか否かにかかわらず、里親会などを「里親支援機関に指定することが望ましい」と書かれています(通知 雇児発第0401011号)。

また、厚生労働省がつくった「児童相談所単位での里親支援の体制整備」という資料において、全国里親会は「里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す」と書かれています。ならば、地域里親会はその自治体の里親支援機関のセンター的な役割を担うべきではないでしょうか?

現在、厚生労働省は、里親支援専門相談員をすべての児童養護施設と乳児院(約700カ所)に配置することを目指しています。加算額は1施設当たり552万1,103円(平成27年度)ですが、現状では「施設による里親支援」が十分に機能しているとは言えないようです。埼玉県の里親の意見を紹介します。

「里親は、児童相談所に籍を置く里親委託等推進員に対して壁を感じており、本音での相談はしづらい。施設に所属している里親支援専門相談員は県内に20数名いるが、施設は県北に偏っているため、人口密集地の県中南部に多い里親への支援事例は少ない。個々の里親にとっては、里親会が運営する自主的サロンや、先輩里親への相談が一番頼りになる場となってはいるものの、心理やソーシャルワークの専門スタッフがいなのが実情である。」

埼玉県だけでも総額1億円を超える里親支援専門相談員の加算は、配置された施設への補填の要素が強い。里親委託率に準ずる金額を、里親支援機関としての里親会に助成されることを望む。

もし、地域里親会に里親支援専門相談員の加算分の予算が下りたら、どれほど多くの活動ができるでしょう。とはいえ、里親支援専門相談員の加算は現在、「補助費」ではなく「措置費」として行われており、社会福祉法人以外に下りるのは難しいかもしれません。

しかし、「里親支援はどうあるべきか?」を考え、良い方向に進めていくのは、サービスの利用者である里親自身です。現状の里親支援は、いわば「既製服」を与えられているようなもの。お仕着せではなく、自らがデザインする“オーダーメイド”に変えていく段階に来ているのではないのでしょうか。また、与えられたサービスをただ受け取るだけでなく、サービスの定期的なチェック(モニタリング)もしていく必要があります。受け身ではなく、里親が(里親会が)主体的に関わっていくことで、子どもたちの最善の利益が守られると思います。

里親制度の運用 ここがフシギ②

里親制度は国が定めて、都道府県（市）が運用をしています。そのため、都道府県（市）で異なった運用をしているものが多くみられます。インターネットが活発に利用される時代になって、都道府県（市）を超えた情報交換をしていると、その違いの多さ、大きさに驚くことがあります。社会的養護下に置かれた子どもたちが、たまたまその地域に住んでいるというだけで不利な状態になっているとしたら、とても理不尽なことといわなければなりません。そこで、「私の地域ではどうしてこんなルールになっているの?」という情報を紹介していきたいと思います。（木ノ内博道）

意見 委託されている子どもを連れて海外旅行をしようと思っています。子どものパスポートを作ろうと考え児童相談所の里親担当にお話をしたところ、その必要はない、と言われて驚きました。厚生労働省から旅券申請に関する通知が出ており、里親が申請することもできていました。その通知をコピーして持って行ったところ、職員が言うには「委託している子どもについては海外旅行をする必要はない。これは私の考えです」とのこと。

コメント さまざまな考えの職員がいて、制度として定まったものに異を唱える職員がいます。それにしても委託されている子どもは海外旅行をする必要はない、との発言は偏見でしょうね。

意見 里親登録後しばらくして、2歳半の子どもの委託の話が児童相談所からきました。慣れただけのために乳児院までしばらく通っていたきたいとのことで、夫婦で通い始めました。私のところから乳児院までは車で1時間以上かかります。毎週日曜日に訪問して3カ月が経過しています。いつまで続けたいのか教えてくださいません。少し疲れてきました。

コメント マッチング（交流）にどのくらいの時間をかけたらよいのかはケースによって異なります。子どもとの関係（絆）がどれだけできてきたかがポイントになるでしょう。マッチングにかかる期間が長期にわたることもあり、最近はマッチングが丁寧に行われていると感じています。必ずしもそれがよいことかどうかは分かりませんが。

自治体によっては里親宅から乳児院まで離れていて、それが大きな負担になることもあるでしょう。未委託の段階ですから、交通費も日当もありません。今年度から、東京都では、交流を行う里親を「候補家庭」と呼んで補助を始めました。ぜひ他の自治体でも取り入れていただきたいものです。

意見 5年ごとの更新研修の当日、受託している子どもが風邪をひき熱を出しました。子どもが「置いて行かないで」と言うので、連絡をして休みました。私の住んでいる地域では更新研修は年に1回しかありません。更新ができないと里親でなくなるので、児童相談所は受託している子どもを引き上げると言っています。

コメント 子どもだけでなく里親が健康を害して研修に参加できない場合もあるでしょう。他の地域で開催される研修に参加できるといいですね。また、こうした場合に、レスパイト・ケアが使えるといいのですが、更新ができないから子どもを引き上げるというのも現実的な対応とは思えません。

意見 子どもの養育を通じて、学校教育に、里親家庭への配慮がないと感じてきました。全国的なことだと思いますが、小学2年の生い立ちの授業、4年時の2分の1成人式、中学校家庭科での育児の授業で、子どもに生い立ちを作文に書くことや、生みの親への感謝などを求めるのはおかしいと思っています。

コメント 学校では両親がそろっている、いわゆる標準家庭をイメージして教育をしているようですが、現実にはさまざまな家庭があります。そうした家庭に配慮した教育が行われるべきですね。

授業参観の日にこうした授業が行われて、予期しないに参加した里親がとても困ったといった話も聞いたことがあります。できればあらかじめ先生に里親家庭であることや子どもの事情などを話しておきましょう。

最近では必ずしも過去を振り返る授業ではなく、これからどのように生きていきたいかを考える未来志向の授業を行うところが増えてきているようです。

「里親制度の運用 ここがフシギ」では、地域によって運用が異なり不利益を受けている里親家庭の現状をお知らせしていきたいと思っています。全国里親会「里親だより」編集係まで手紙、メールでお知らせください。紙面の都合上、すべて紹介できるとは限りません。

● おすすめの本 ●

ずーっと ずっと だいすきだよ

ハンス・ウィルヘルム著 久山太市訳 (株) 評論社 1988年発行
定価：1,200円+税 原題：I'LL ALWAYS LOVE YOU

ずーっと ずっと
だいすきだよ



これは、男の子と犬のお話です。

エルフィーは、ぼくが飼っていた犬です。ぼくたちは、一緒に大きくなりました。兄さんや妹もエルフィーを好きだったけど、ぼくの犬でした。

エルフィーが時々悪さをすると、うちの家族はすごく怒りますが、みんなエルフィーのことが大好きでした。好きなら好きと言えばいいのに、誰も言いませんでした。言わなくてもわかると思ってました。

ぼくが大きくなるとエルフィーは、どんどん太っていった、年を取っていき寝てることが多くなりました。散歩も嫌がるようになり心配で獣医さんに診てもらったら「エルフィーは、年を取ったんだよ」と言われました。

そのうちエルフィーは、階段ものぼれなくなりましたけれど、抱っこして部屋に連れて行きました。そして必ず「エルフィー、ずーっと、ずっと、だいすきだよ」と声

掛けしてから眠ったのです。

ある朝目を覚ますと、エルフィーが死んでいました。みんな泣いていました。兄さんも妹もエルフィーを好きだったが、好きと言ってやらなかった。ぼくも悲しかったけど、毎晩「ずーっと、だいすきだよ」と声掛けてたのでいくらか気持ちが楽でした。

いつかぼくも犬や猫か金魚を飼うだろうけれど、何を飼っても毎晩きくと「ずーっと、ずっと、だいすきだよ」と声掛けするんだ。

安心して話せる人がいることは大事なことです。心を開いて話を聞けることも大事なことです。子どもも大人も、安心して話せる人を大切に思っています。子どもでも大人でも、パートナーでも仲間でも、大切な人には、大事なことは言葉にして、きちんと伝えたいものです。

子どもはみんな問題児。

中川李枝子著 2015年発行 (株) 新潮社 153ページ 定価：1,000円+税



子育てに悩んでいるお母さんが多いと聞いて、17年間保育(現在は保育士)として働いた経験をもとに、この本は書かれています。

本の題名でもある「子どもはみんな問題児」とは、著者の持論です。どの子も、みんな素晴らしい問題児ですが、みんな立派な大人になっています。皆さんも、今は親をしている私達も、みんな問題児だったのです。着てるものはすぐに汚すし、散らかすし、言うことは聞かないし、手のかかる子どもだったのです。それが今では、立派な大人になっています。

幼稚園や保育園、近所の人から「〇〇ちゃんは、うそをつくのよね」と言われたことはないですか。でも、子どもの言うことは全部ほんとうです。子どものうそは創意の所産だと、民俗学者の柳田国男さんも言っているそうです。

欠点だらけの子ども達は、いい子になろうと悪戦苦闘のまっ最中。子どもは本当に正直で、いつでも

こでも一生懸命なので、相手をする場合は、大人も「待って、後で」は通用しません。

そもそも遊びは子どもの本分で、生活であり学習です。ある小児科医は「子ども時代に存分に遊ぶ楽しさを味わった人は、老年期になっても生き生きと生活しています」と言っているほどです。

子育ては、焦らないで、だいじょうぶ。悩まないでだいじょうぶ。子どもがドンとぶつかってきて、よろめくようではだめですが、子どもをよくみていれば、だいじょうぶです。

著者が言うように、人として尊ばれ、社会の一員として重んじられ、よい環境で育てられれば自ずとしっかりしていくものです。

保育園で子どもと暮らしながら、「ぐりとぐら」等を生み出した著者の、子育て珠玉集です。

加藤 勝彦

編集
後記

●保育園勤務の人によると、子どもはお母さんが大好きです。お母さんは、子どもが一番分かってほしい人、一番安心できる場所です。(加藤) ●大分県の「赤ちゃん短期専任里親」募集の記事を読みました。赤ちゃんを一時保護した際の担い手。もっと広まってほしいものです。(木ノ内) ●静岡市里親家庭支援センターを取材。「批判は要望の現われ」と受け止め、新たな支援につなげようとする姿勢に感心しました。(村田)

里親だより 第108号 発行日 平成28年5月20日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：星野 崇
編集人：木ノ内 博道 編集委員：加藤 勝彦・村田 和木 印刷所：株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-85B 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp